

目的

令和8年度から運用予定の第6次総合計画（+総合戦略+SDGs推進計画）の策定を目的とする。

委嘱の背景

1. 総合計画の性質上、住民生活を支える多様な分野を取りこぼすことなく精査する必要がある。
2. そのため、審議会は各分野に精通し、総合計画策定のための諮問に対応可能な知見を有する委員で構成することが望ましい
3. 併せて、総合計画への総合戦略の統合、SDGs推進計画の策定を同時に実施するため、町の各種計画との整合性を図る必要があり、各分野に関する知見に加え、行政運営全般や御嵩町行政への理解が必要とされる。
4. アンケート・ワークショップ等に関する事項など計画組成の骨組みから参画することで、計画組成までの各プロセスにおける効果の最大化を図る。

総合計画

町の将来目標を示した最上位計画。「基本構想」「基本計画」「実施計画」の三編構成。

総合戦略

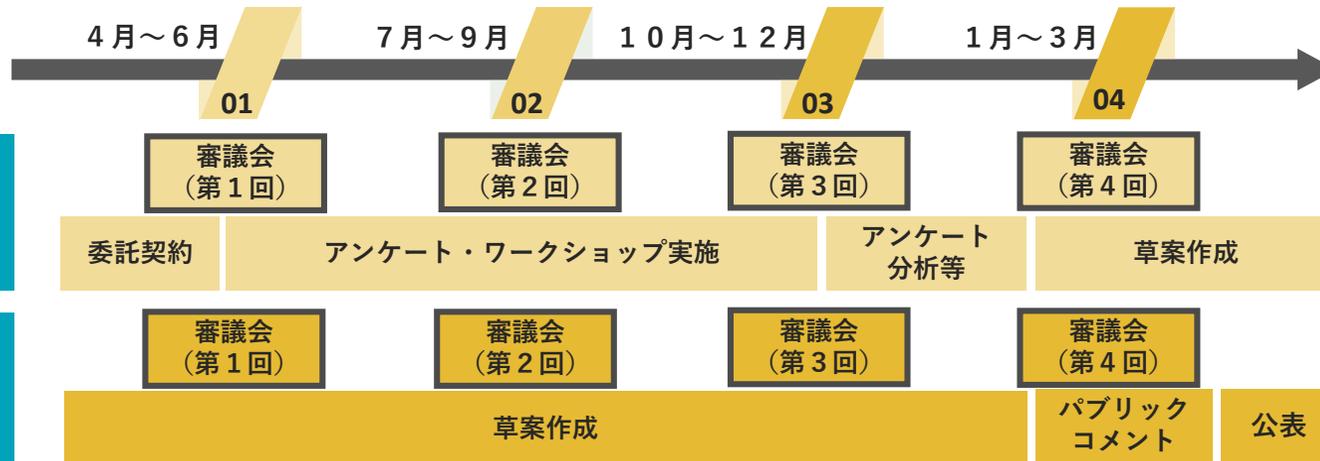
デジタル田園都市国家構想総合戦略に基づいた地方創生を推進するための計画。

SDGs推進計画

SDGsに関連する各種施策が連携し取り組みを推進することで相乗効果により地方創生を深化させる計画

- 会議回数 年4回程度。4半期に1回を想定。
- 会議時間 平日開催。1回3時間以内。開催時間は調整予定
- 報酬等 会長4,000円 / 委員3,600円
- 会議内容 アンケート等の内容及び総合計画草案審議など

開催スケジュール案



策定における共通の要点

1. 政策総点検を踏まえ施策・事業の改善を図ること
2. 町民アンケート・ワークショップを実施し政策に民意を反映すること
3. 第5次総合計画の総括を実施し計画策定に活用すること
4. 町の各種計画との整合性を図ること

## 根拠法令

### 地方自治法第138条の4第3項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他調停、審査、指紋又は調査のための機関を置くことができる。

## 根拠条例

### 御嵩町総合計画審議会設置条例

地方自治法第138条の4第3項の規程に基づき、御嵩町総合計画審議会を置く。

## 所管事務

### 御嵩町総合計画審議会設置条例第2条

町長の諮問に応じ、御嵩町総合計画の策定に関する必要な事項について調査及び審議する。